

○笠岡市空き家バンク制度事務取扱要領

平成22年8月1日
改正 平成29年10月1日
改正 令和元年9月1日
改正 令和2年2月1日
改正 令和3年9月1日
改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、笠岡市における空き家の情報収集及び情報発信を行い、空き家の有効活用を図ることにより、市内への定住化を促進し、市の活性化を図り、もって市民生活の安定及び向上に資するものとする。

(定義)

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 笠岡市空き家バンク制度 市内に存在する空き家（以下「物件」という。）を所有し、その物件の提供を希望する者等（以下「提供希望者」という。）に関する情報の登録及びこの制度を利用し、笠岡市への定住等を目的として物件の賃貸又は購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じ、提供希望者及び利用希望者に対し必要な情報を提供する制度をいう。
- (2) 空き家 市内に存在し、個人が所有し、現に利用していない（近日中に利用しなくなる予定のものを含む。）家屋及びその敷地をいう。
- (3) 所有者等 物件に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要領の規定は、空き家バンク制度以外による物件の取引を規制するものではない。

(物件の登録)

第4条 空き家バンク制度へ物件を登録しようとする提供希望者は、笠岡市空き家バンク制度物件登録申込書（様式第1号）及び誓約書兼同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録の申込みがあったときは、その内容を確認し適切であると認めるときは、物件登録台帳に登録するものとする。ただし、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 相続や境界の問題等により、売買若しくは賃貸の契約ができないもの
- (3) 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等（以下「暴力団関係者」という。）が所有するもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該提供希望者に対して、笠岡市空き家バンク制度物件登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の登録をしていない物件で、空き家バンク制度によることが適当であると認められるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧奨することができる。

（物件に係る登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた提供希望者（以下「物件提供者」という。）は当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（物件登録の抹消）

第6条 市長は、当該物件に係る所有権その他の権利に異動の届出があったとき、又は物件提供者から物件登録台帳からの登録抹消の届出があったときは、当該物件のデータを抹消するとともに、その旨を当該物件提供者に通知するものとする。

（利用希望者の要件）

第7条 利用希望者は、次の各号のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 定住等を目的として物件を利用し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 暴力団関係者でない者
- (3) その他市長が適当と認めた者

（利用希望者の登録）

第8条 利用希望者は、笠岡市空き家バンク制度利用希望登録申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）に身分を証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申込みがあった場合において、前条の要件を満たすものと認めるときは、物件利用希望者登録台帳（以下「利用登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用希望者に対して、笠岡市空き家バンク制度利用希望登録通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(利用登録台帳に係る登録事項の変更)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録台帳から当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録者が第7条各号に定める規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し物件を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第11条 市長は、必要に応じて利用登録者に対して、物件登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて物件登録台帳へ登録された情報（物件提供者の個人情報を除く物件情報に限る。）をインターネット等を通じて広く提供するものとする。
- 3 市長は、物件提供者及び利用登録者が行う、物件に関する交渉、売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。
- 4 契約等に関する一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(経過報告)

第12条 利用登録者は、空き家バンク制度を利用して得た情報を基に、物件提供者と交渉を開始し、又は終了したときには、速やかに市長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市長は、個人情報の保護の重要性を認識し、空き家バンク制度の運用に当たっては、個人の権利利益の保護に努めなければならない。

- 2 市長は、空き家バンク制度の運用に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は他の目的に使用してはならない。
- 3 市長は、空き家バンク制度の運用に関して個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

笠岡市空き家バンク制度物件登録申込書

年 月 日

笠岡市長 殿

受付番号（ ）

空き家登録申込者	住 所 〒
	ふりがな 氏 名 (本人自書)
	電話番号 () -
	携帯電話 - -
	E-mail
申込者の権利関係	<input type="checkbox"/> 土地及び家屋所有者 <input type="checkbox"/> 家屋所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()
物件の所在地	笠岡市
家屋及び設備 (分かる範囲で ご記入ください)	構 造 : (例：木造2階建瓦葺) 建築年次 : 年 水 道 : <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 ト イ レ : <input type="checkbox"/> 水洗 (下水道・合併浄化槽・単独浄化槽) <input type="checkbox"/> 汲取り (簡易水洗) <input type="checkbox"/> 汲取り 給湯設備 : <input type="checkbox"/> ガスボイラー <input type="checkbox"/> 灯油ボイラー <input type="checkbox"/> 電気温水器 <input type="checkbox"/> その他 ()
補修の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 (箇所 :)
空き家になった時期	年 月 頃
売買又は賃貸の別 及び希望額	<input type="checkbox"/> 賃貸 (円/月) <input type="checkbox"/> 売却 (万円)
ペット飼育 (賃貸)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 (条件 : 犬 猫)
内部写真の公開	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
その他特記事項	駐 車 場 : <input type="checkbox"/> 有 (台分) <input type="checkbox"/> 無 事務所利用 : <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 社員寮利用 : <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 価格の公開 : <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 宅建業者への情報提供 : <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 心理的瑕疵 : <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他条件 : ()
空き家バンクを 何で知りましたか	<input type="checkbox"/> 笠岡市ホームページ <input type="checkbox"/> 全国版空き家・空き地バンク <input type="checkbox"/> 広報かさおか <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> 知人に聞いて <input type="checkbox"/> その他 ()

誓約書兼同意書

笠岡市長 殿

私は、「笠岡市空き家バンク制度」へ物件情報を提供するにあたり、制度の趣旨を理解したうえで、次のとおり誓約し、同意します。

【誓約事項】

- 1 物件登録申込書の記載事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き家に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意を持って行います。
- 2 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 空き家バンクを通じて得た個人情報を、利用目的以外の目的に利用しません。
- 4 空き家バンク登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ます。

【同意事項】

- 1 担当職員が登録物件及びその所有者等の確認を行うため、課税資料を閲覧し、又はその写しの交付を受けること。
- 2 担当職員及び媒介業者が、登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を行うこと。
- 3 物件登録申込書の記載事項について、「笠岡市空き家バンク制度」を通じて開示すること。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____（本人自書）

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

笠岡市長
（ 公 印 省 略 ）

笠岡市空き家バンク制度物件登録通知書

年 月 日付けで申請のありました笠岡市空き家バンク制度については、下記のとおり物件登録しましたので、笠岡市空き家バンク制度事務取扱要領第4条第3項により通知します。

記

- | | |
|----------|-----|
| 1 申請者 | 住所 |
| | 氏名 |
| 2 物件の所在地 | 笠岡市 |
| 3 物件登録番号 | |

笠岡市空き家バンク制度利用希望登録申込書

年 月 日

笠岡市長 殿

〒
住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ (本人自書)

生年月日 大・昭・平 年 月 日(才)

電話番号 _____

E-mail _____

次のとおり空き家バンクの利用登録をしたいので、誓約書を添えて申し込みます。

利用の目的				
家族の状況	氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は学年
		本人		
売買・賃借の希望	1 売買（希望価格 万円） 2 賃貸（希望価格 万円／月）			
その他の希望条件				
空き家バンクを 何で知りましたか	<input type="checkbox"/> 笠岡市ホームページ <input type="checkbox"/> 全国版空き家・空き地バンク <input type="checkbox"/> 広報かさおか <input type="checkbox"/> 書籍（ ） <input type="checkbox"/> 知人に聞いて <input type="checkbox"/> その他（ ）			
備 考				

※申込者の身分を証明する書類の写しを添付すること。

誓 約 書

笠岡市長 殿

私は、「笠岡市空き家バンク制度」の利用希望登録にあたり、制度の趣旨を理解したうえで、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 利用希望登録申込書に記載した事項に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、空き家に関する交渉及び契約に関する事項において、当事者間で誠意を持って行います。
- 2 笠岡市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等ではありません。
- 3 「笠岡市空き家バンク制度」を通じて得た個人情報を、利用目的以外の目的に利用しません。
- 4 空き家を利用することとなったときは、地域との協調連携に努め、地域の取り決めを守ります。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____（本人自書）

年 月 日

様

笠岡市長
（ 公 印 省 略 ）

笠岡市空き家バンク制度利用希望登録通知書

年 月 日付けで申請のありました笠岡市空き家バンク制度については、
下記のとおり利用希望登録しましたので、笠岡市空き家バンク制度事務取扱要領第 8 条第
3 項により通知します。

記

1 申 請 者 住所
氏名